

第三者評価結果

A-1 利用者の尊重と権利擁護

		第三者評価結果
A-1-(1) 自己決定の尊重		
【A1】	A-1-(1)-① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	b
<コメント> 一人のできる部分の拡大や将来の自立に向けて、一人ひとりのこどもの発達や特性に応じ、得意な部分を活かす支援方法を保護者と一緒に考え工夫して取り組んでいます。個人面談において、保護者の思いやニーズと園のお子さんへの見立てを保護者とすり合わせながら個別支援計画を作成したり、家族支援週間にて保護者と氷山モデルを用いて子どものニーズや思い、背景を探り、一人ひとりに即した支援を考える機会としています。利用児においては「わかって動く」経験を経て主体的に活動できるよう、一人ひとりのこどもにわかりやすい環境やコミュニケーションの方法(写真、文字、具体物、絵など)で支援し、自立的、自発的な生活が保障できるようにしています。また、合理的配慮に基づき、こどもの特性や発達、状況に合わせた対応や支援を工夫し、個別支援計画にて具体的に取り組んでいます。		
A-1-(2) 権利侵害の防止等		
【A2】	A-1-(2)-① 利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。	a
<コメント> 権利侵害の防止等については虐待防止対応規程を整備し、虐待防止委員会を設け、適正な支援や権利を検討する機会としています。また、日常業務においては、職員会議、朝夕の打ち合わせ、ケース会議などで機会に応じて話し合いがなされ、職員相互で指摘、確認しあうようにし、事故報告書やヒヤリハット報告書を出すようにしています。人権研修に参加したり、報告書の回覧をし、人権、権利への意識の共有を図るようにしています。日常の療育では、利用児の自発性を尊重し、自己決定の場を一人ひとりに応じた方法で、主体的に生活できるよう支援しています。		

A-2 生活支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 支援の基本		
【A3】	A-2-(1)-① 利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。	b
<コメント> 個別支援計画に基づき、利用児の心身の状況、生活習慣や望む生活を理解し、一人ひとりの自律、自立に配慮し支援しています。支援を組み立てる際には、ADLをはじめ、より自立的に生活できることを念頭において、スモールステップでの支援計画を立案しています。また、コミュニケーション面では、具体物や写真カード、手順書などを用いて「わかって動く」経験を通し、自立的、自発的な生活を保障できるようにしています。計画の取り組みより、見守る場面、支援する場面を明確にしています。生活関連サービスにおいては、就学後に利用できる放課後等デイサービスの情報提供を相談支援担当者が行ったり、必要に応じて医療機関の情報提供を看護師が行ったりしています。		
【A4】	A-2-(1)-② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	b
<コメント>		

クレーン動作、具体物、ジェスチャー、発声、言葉など、子どもの発達状況に応じ、コミュニケーションの機会を設定しています。発信の取り組みとしてコミュニケーションカードや玩具などの具体物での要求などの場を設けて表現する練習を行っています。次の見通しが持ちやすいよう具体物や写真カード、絵、文字などで先の予定を伝え、自発的に行動できるように日々練習を行っています。子どもの持っている力を生かして表現ができるようビックマックやボカなどコミュニケーション機器の活用をしています。

【A5】	A-2-(1)-③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等適切に行っている。	b
------	---	---

<コメント>
 来園時や親子登園、日々の連絡ノートのやり取りで家族からの相談を受けたり、必要に応じて面談をしています。児童相談所や相談機関と連携を取り合いファミリーサポートや保育園などの情報を提供しています。また、施設や養護学校、地域の小学校への見学会や福祉制度、就学についての説明会など地域の社会資源の活用や情報提供を行っています。個別支援計画を作成し、保護者と面談を行い支援内容の確認を行っています。日中の子供の生活状況や相談内容を記載したデイリーノートを利用した朝夕のミーティング、職員会議、ケース検討、支援方針会議などで各クラス担任と共に情報を共有しています。個別面談、個別支援確認日、個別の家族支援などで保護者と個別支援計画の取り組みの調整を行っています。

【A6】	A-2-(1)-④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。	b
------	--	---

<コメント>
 週2回程度先生と勉強 評価シートを実施しています。待つことが難しいお子さんや一定時間待つことのできるお子さんなど個々に合わせて1人～4人程度の小グループで活動を行っています。毎週土曜日と春夏休みの開園日は園庭と一部施設を卒園した家族や在園している家族に開放をしています。園内の掲示板に地域のイベントの情報を掲示し、参加希望があれば対応をしています。個別支援計画作成前や振り返りの必要に応じクラス会議を行い、支援内容の見直しをしています。水面上の一人一人の目に見える行動や特性のみの部分ではなく、水面下にある要因や環境に目を向けた「氷山モデル」を取り入れて、ケースカンファレンスを行っています。また、降園後にひとり一人の支援計画に基づいた記録を記入し、1日の流れや支援方法について職員間で振り返りを毎日行っています。

【A7】	A-2-(1)-⑤ 利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。	b
------	-------------------------------------	---

<コメント>
 スーパーバイザーによる勉強会を月1回実施しています。それにより、職員のアセスメントの向上をはかり、一人ひとりの利用児に合わせた支援ができるよう取り組んでいます。また、外部研修では一人ひとりの職員の経験やスキルに合わせた研修に参加し、個々のスキルアップにつなげています。同じ視点で学び合うことで共通の見立てや手立てができるよう、専門スタッフによる内部研修を定期的に行っています。ケース検討や支援方針会議を行い、支援内容の検討を行っています。

A-2-(2) 日常的な生活支援

【A8】	A-2-(2)-① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。	b
------	--------------------------------------	---

<コメント>
 保護者向けに給食試食会を行い、リクエストを献立に反映したり、調理士と定期的に給食検討会議を行い、情報の共有や情報交換を行っています。理学療法士、看護師、家族と確認し合い、ひとりひとりの摂食機能に応じた食事形態や自助具を提供して支援を行っています。アレルギーを持つ利用児には、アレルギー会議を行い、アレルギー除去食を提供しています。排尿間隔や不快感の育ち、それにあったトイレ誘導を行いながら自立に向けた支援を行っています。排尿での失敗等で、身体を清潔に保つことが必要な場合にシャワー入浴を行っています。また、家庭生活において、入浴に関する困りごとや気になることについて、家庭訪問を利用し、家庭状況に応じたアドバイスをしています。理学療法士と座位保持椅子や装具の調整、確認を定期的に行っています。

A-2-(3) 生活環境

【A9】	A-2-(3)-① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	b
------	---	---

<コメント>		
<p>清掃委託業者に清掃を依頼しています。家族会や意見箱の設置を通して、園での生活環境を含めた意見をいただき反映しています。職員にて園庭や遊具の整備などを行っています。換気が図れるよう居室や廊下に立格子の扉を新たに設置し、適宜、消毒剤で物品を払拭して清潔とコロナ感染予防に配慮した生活環境が確保されています。</p>		
A-2-(4) 機能訓練・生活訓練		
【A10】	A-2-(4)-① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。	b
<コメント>		
<p>一人ひとりの機能向上に必要な訓練用具を理学療法士が家族と確認しながら積極的に使用しています。また、成長とともに座位保持椅子などの訓練用具が適切に使用できるよう専門業者に依頼し調整をしています。利用児の状況に応じて訓練皿や訓練箸、机や椅子の調整を行ったり、姿勢保持のため座位保持椅子を使用しています。</p>		
A-2-(5) 健康管理・医療的な支援		
【A11】	A-2-(5)-① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	b
<コメント>		
<p>登園後「健康チェック表」を用いて体温と体調を確認したあと、全員の視診、聴診を行っています。感染症マニュアルを作成し職員への周知を行っています。また、季節に応じて「看護師便り」を各家庭に配布し、感染予防や観察項目等のお知らせを掲載しています。園内で感染症が発症したときは、「ジャクエツメール」と「感染症のお知らせ」を配布しています。体温調節が苦手なお子さんには、保冷剤を入れたベストを着用しクールダウンを図るなど個々に応じた配慮をしています。医療的ケア会議を毎月のように開催し、医療的ケアについて検討しています。</p>		
【A12】	A-2-(5)-② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a
<コメント>		
<p>体調不良の子どもがいた場合、同行受診をまず行い、その後主治医の「看護処置指示書」に基づき医療的ケアを行っています。てんかんや医療的ケア児に対する「緊急時対応一覧」を作成し、園内、バスでの対応に利用できるようにしています。また、職員会議で周知を図っています。医療的ケアマニュアルを作成しています。職員との情報共有するために医療的ケア会議を行っています。</p>		
A-2-(6) 社会参加、学習支援		
【A13】	A-2-(6)-① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。	b
<コメント>		
<p>近隣の保育園2園に訪問する交流保育を年8回、保育園児が来園する交流を年5回行い、お互いを知る機会となっています。障がいや特性の理解をしていただくための作品展を開催しています。年に1回松風園まつりが前庭駐車場と園庭で開催され、施設に対する理解を深める場として地域の多くの方々に訪れていただいています。</p>		
A-2-(7) 地域生活への移行と地域生活の支援		
【A14】	A-2-(7)-① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。	b

<コメント> 就学にあたり卒園する利用児に放課後等デイサービス事業や、日中一時支援事業が利用できることを伝え、卒園後も継続してサービスが利用できるようにしています。卒園時には引継ぎ資料を作成し次の機関に引継ぎを行っています。就学児の移行支援としてフォローアップ訪問を丁寧に行っています。在園時はおやつ作りや映画鑑賞会などの練習の場を設け、社会生活で自立するための支援を行っています。在園、卒園に関わらず、相談全般を受け付ける障害児相談支援事業と保育所等訪問事業を展開しています。家庭や地域において、大人になったときの生活を想像し、子どものもっているスキルを活用しながら、安心して社会生活に広げていけるようおやつ作り、保育園児との交流(保育園にて希望園児対象親子参加年8回、松風園にて各クラスで保育園児との交流年5回)を行っています。		
A-2-(8) 家族等との連携・交流と家族支援		
【A15】	A-2-(8)-① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	b
<コメント> 年3回実施の個別面談前に、保護者にアンケートを実施しています。さらに、ご家族から要望があったときには、随時面談の場を設けています。年2回、家庭訪問(おうち支援)を実施し、家庭での生活状況を確認します。必要に応じて助言を行っています。利用児の家族との話し合いの場を家族会として月1回定期的に設けています。利用児の園内での生活状況について、連絡ノートを使用して家庭と連絡を取り合っています。体調不良や急変時には、緊急連絡簿により家族と連絡を取っています。感染症が出たときには、ジャクエツメールで直ちに各ご家庭に連絡をしています。また、定期的に看護師だよりを作成して渡しています。保護者が家庭で子どもを育てるための支援として、ペアレントトレーニングや障がい児のきょうだいの支援として園内行事への参加(あそぼう会、運動会、映画鑑賞会)を実施しています。		

A-3 発達支援

		第三者評価結果
A-3-(1) 発達支援		
【A16】	A-3-(1)-① 子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	b
<コメント> 園での行動観察や発達検査により評価を行い、一人ひとりに応じた個別支援計画書を年3回、個別面談にて保護者と確認して立案しています。個別や小グループでの活動の中で、社会性やあそび、コミュニケーションのスキルを育てるために、一人ひとりに応じた支援を行っています。子どもの障がいや特性を理解するための勉強会を定期的に開催し、関係機関や日中一時支援事業、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業の利用家族に参加を呼び掛けています。また、地域の小学校、養護学校、幼稚園やすくすく子育て課、障害児相談支援事業等と連携を取っています。		

A-4 就労支援

		第三者評価結果
A-4-(1) 就労支援		
【A17】	A-4-(1)-① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。	
<コメント> 評価対象外		
【A18】	A-4-(1)-② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。	
<コメント> 評価対象外		
【A19】	A-4-(1)-③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。	
<コメント> 評価対象外		